

試験研究炉利用促進準備事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 試験研究炉利用促進準備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）および福井県エネルギー環境部エネルギー課所管補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、「嶺南Eコースト計画」に掲げる「新たな試験研究炉を活用したイノベーションの創出、利活用の促進」に向けて、福井県内の民間企業や研究機関による既存の試験研究炉等の利用に対する支援を通じて、福井県内において中性子ビーム等を利用した研究・開発事業に関する知識・経験を蓄積することにより、もんじゅサイトに建設される新試験研究炉が運用開始直後から活発な産業利用が行われる環境の構築に資することを目的とする。

(交付対象)

第3条 補助金の補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助限度額および補助対象事業の実施期間は別表のとおりとする。

2 知事は、予算の範囲内において、別表の要件を全て満たし、前条の目的に照らして相当と認められる事業について、その事業に要する経費の一部に充てるための補助金を交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者（以下、「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の交付申請をするにあたり、当該補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付を申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項に定める補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、交付決定を行い、その内容を申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要と認める場合は、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて決定し、これを通知するものとする。

2 知事は、前条第2項ただし書により交付の申請がなされたものについては、補助金にかかる消費税等仕入控除税額について、第10条第1項の規定により交付すべき補助金を額の確定した後に必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

3 知事は、第1項の規定による交付の決定をしたときは、申請者から提出された様式第1号による交付申請書の全部または一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

(交付の条件)

第6条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付決定をする場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付すものとする。

一 前条第1項の通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）を行うための契約を締結する

場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条によること。

二 補助事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第2号による事業変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けること。

① 補助事業の内容の変更（ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。）

② 補助対象経費の額の変更（ただし、交付決定額の変更を伴わない20パーセント以内の変更は除く。）

③ 補助対象経費の配分の変更（ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。）

三 補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、知事の承認を受けること。様式第3号による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、承認を受けること。

（申請の取下げ）

第7条 第5条第1項の通知を受けた者（以下、「補助事業者」という。）であって、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服がある者は、補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、第5条第1項の通知を受けた日から起算して15日以内に様式第4号による交付申請取下書を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第8条 補助対象者は、知事から特に必要と認めて要求があった場合には、様式第5号による実施状況報告書を知事が要求する期日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助事業が完了した日または第6条第3号の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日から20日を経過した日もしくは補助事業に係る会計年度の末日のいずれか早い日までに、様式第6号による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、前条の実績報告書の提出があった場合には、実績報告書の内容審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずることができる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内で定めるものとする。ただし、同項の規定による命令を受けて行う補助金の返還のための予算措置につき議会の議決等が必要であり、かつ、当該期限までに当該補助金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から90日以内で同項の期限を定めることができる。

4 補助事業者は、第2項の返還を命じられ、これを同項の期限までに納付しなかった場合は、福井県補助金交付規則第18条第2項で定めるところにより、当該期限の翌日から納付までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 知事は、第1項の規定により補助金の額を決定したときは、次の各号に掲げる当該補助金に関

する事項をインターネットその他の方法により公表することができる。

- 一 補助事業の名称
- 二 補助事業の実施場所
- 三 補助事業の内容
- 四 補助事業に要した費用および補助金の額

(補助金の支払い)

第11条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定させた後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認める場合には、補助金の全部または一部について概算払いをすることができる。

- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第7号による請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業の額の確定後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずるものとする。
- 3 第10条第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取り消し)

第13条 知事は、第6条第1項第3号による申請があった場合または次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の交付決定の全部または一部を取り消しまたは変更することができる。

- 一 補助対象者が要綱または本要領、もしくは要綱または本要領に基づく知事の指示や処分違反したとき。
- 二 補助対象者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- 三 補助対象者が補助事業に関して不正、怠慢その他不正な行為をしたとき。

2 知事は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しにかかる部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの場合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(補助事業の経費)

第14条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿および収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了から5年間保存しておかなければならない。

(補助対象者の義務)

第15条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた日から補助事業の完了した日の属する年度の終了から5年が経過するまでの間、県が行う本補助金に関する検査および調査に協力しなければならない。

- 2 補助対象者は、県から補助事業の経緯・成果等についての発表等を要請されたときは、それに協力しなければならない。

(情報管理および秘密保持)

第16条 補助対象者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、または特段の指示が無いときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的または提供された目的以外に利用してはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する制約)

第17条 補助事業者は、別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要領は、令和6年10月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月20日から施行する。

別表

対象となる補助金	試験研究炉利用促進準備事業補助金
補助対象者	①福井県内に本社または研究所、工場その他の製造業に係る研究開発拠点を有する企業または法人であり、かつ「ふくい新試験研究炉利活用促進研究会」の会員であるもの。 ②上記①を含むグループ <ul style="list-style-type: none"> ・グループには大学を含むことができる。 ・あらかじめグループの代表者（事業提案書の提出等を行う者）を定めておくこと。
補助対象事業	既存の試験研究炉や「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）」に規定される加速器施設（以下、既存研究炉等）を利用した中性子ビームを利用する測定、調査、研究事業
補助対象経費	既存研究炉等の施設利用料 <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用にかかる経費（測定・調査・研究にかかる原材料、消耗品、機器・工具の購入・調整・改造等にかかる費用や人件費、技術指導費、特許取得費など）は補助対象外とする。
補助率	補助対象経費の10/10以内
補助金額	1件につき500千円以下
補助対象事業の実施期間	第5条第1項に定める申請書を提出した日を含む会計年度の3月末日まで

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

福井県知事 様

所在地 〒
代表者

令和____年度 試験研究炉利用促進準備事業補助金 交付申請書

試験研究炉利用促進準備事業補助金交付要領第4条の規定により、上記補助金の交付について下記の通り申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業の目的、内容、目標

- (1) 目的
- (2) 内容
- (3) 目標

3 補助事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 利用する施設

5 補助対象経費

- (1) 施設利用単価 _____ 円/時間
- (2) 施設使用時間 _____ 時間
- (3) 補助金交付申請額 _____ 円

(注1) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

- 1. 申請者の営む主な事業
- 2. 補助事業の概要（実験概要、工程、イメージ、図面、画像など）
- 3. 補助事業により期待される効果
- 4. 関係者名簿（複数の企業等によるグループとして申請する場合は他社・他団体の関係者についても記載すること。）

(注2) 消費税および地方消費税にかかる仕入控除額を減額して申請する場合は、「補助金所要額－消費税および地方消費税額にかかる仕入控除税額＝補助金額」の算式を明記すること。

令和 年 月 日

福井県知事 様

所在地 〒
代表者

令和____年度 試験研究炉利用促進準備事業補助金 事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け福井県指令エネ第 号で補助金の交付決定を受けた上記補助事業の計画変更について、試験研究炉利用促進準備事業補助金交付要領第6条第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更を必要とする理由
- 2 変更の内容
- 3 変更後の補助事業の実施期間
- 4 変更後の補助事業に要する補助対象経費（新旧対比）

令和 年 月 日

福井県知事 様

所在地 〒
代表者

令和____年度 試験研究炉利用促進準備事業補助金 事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け福井県指令エネ第 号で補助金の交付決定を受けた上記補助事業の中止（廃止）について、試験研究炉利用促進準備事業補助金交付要領第6条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更を必要とする理由
- 2 変更の内容
- 3 変更後の補助事業の実施期間
- 4 変更後の補助事業に要する補助対象経費（新旧対比）

様式第4号

令和 年 月 日

福井県知事 様

所在地 〒
代表者

令和____年度 試験研究炉利用促進準備事業補助金 交付申請取下書

令和 年 月 日付け福井県指令エネ第 号で補助金の交付決定を受けた上記補助事業について、下記の理由により取り下げたいので、試験研究炉利用促進準備事業補助金交付要領第7条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の実施主体
- 3 補助金の交付申請を取り下げる理由

様式第5号

令和 年 月 日

福井県知事 様

所在地 〒
代表者

令和____年度 試験研究炉利用促進準備事業補助金 実施状況報告書

令和 年 月 日付け福井県指令エネ第 号で補助金の交付決定を受けた上記補助事業について、試験研究炉利用促進準備事業補助金交付要領第8条の規定に基づき下記の通り報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 実施した事業内容や進捗状況

事業成果報告書

1. 補助事業名

2. 補助事業の概要

3. 補助事業の目標

(補助金応募申請書提出時に設定した成果目標を記載すること。)

4. 補助事業の成果及び評価

(3. で記載した内容に対応した成果実績と評価を記載すること。)

5. 補助事業の経過

(1) 事業担当者

(事業責任者および事業担当者等の氏名、職名、所属ならびに分担して研究等をした事項。)

(3) 実施期間

開始 年 月 日

終了 年 月 日

(4) 事業日程

(研究等の開始から完了(終了)までの日程を研究等の段階に従って記載すること。)

(5) 事業実績

(図面、図表または写真等も含めて詳細に記載し、説明すること。)

6. 成果の展開、事業化の見通し

令和 年 月 日

福井県知事 様

所在地 〒
代表者
発行責任者
(連絡先)
担当者
(連絡先)

令和____年度 試験研究炉利用促進準備事業補助金 請求書

令和 年 月 日付け福井県指令エネ第 号で額の確定の通知があった上記補助金について、精算払（第 回概算払）を受けたいので、試験研究炉利用促進準備事業補助金交付要領第11条第2項の規定に基づき、下記の通り請求します。

記

1 補助事業名

2 請求額の内訳
(精算払の場合)

項目	交付決定額		概算金受領額 ②	差引請求額 (①-②)
	補助事業経費	補助対象経費 ①		
施設利用料				

(概算払の場合)

項目	交付決定額		補助金の額	
	補助事業経費	受領済額	受領済額	今回請求額
施設利用料				

令和 年 月 日

福井県知事 様

所在地 〒
代表者

令和 年度 試験研究炉利用促進準備事業補助金に係る消費税等の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け福井県指令エネ第 号で額の確定の通知があった上記補助金について、試験研究炉利用促進準備事業補助金交付要領第12条第1項の規定に基づき、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金額（交付要領第10条第1項による額の確定額）
- 3 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（①）
- 4 消費税額および地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額（②）
- 5 補助金返還相当額（②－①）

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。